

令和 7 年第 11 回教育委員会議事録

令和 7 年 6 月 25 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 6 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場 所 教育委員会室

出席 委員 教育長 渋谷 正宏 員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 員 前田 小百合

委員 大川 康徳

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課
統括指導主事 柿添 剛広 学務課長 森 令子

特別支援教育課長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘
就学前教育
支援センター所長

学校整備担当課長 花岡 純子 学校支援課長 中曾根 聰

生涯学習推進課長 牛山 進一郎 済美教育センター所長 古林 香苗

済美教育センター
統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター
統括指導主事 齊藤 敦

済美教育センター
教育相談担当課長 岡部 洋右 中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 4名

会議に付した事件

議案

- 議案第 58 号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 59 号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 60 号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 61 号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 62 号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 63 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 64 号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 65 号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 66 号 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

報告事項

- (1) 杉並区教育委員会後援名義使用承認の取消しについて
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

教育委員提案議題

- 部活動の地域展開について

目次

議案

議案第 58 号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 59 号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 60 号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 61 号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 62 号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 63 号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第 64 号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第 65 号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 66 号	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則	7

報告事項

(1)	杉並区教育委員会後援名義使用承認の取消しについて	8
(2)	学校運営協議会委員の任命について	10
(3)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	11

教育委員提案議題

部活動の地域展開について	12
--------------	----

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年第11回
杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に
前田委員との指名がございましたので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案9件、報告事項3件、
最後に、教育委員提案議題を予定してございます。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私から杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備として関連がございますので、次に申し上げます8議案を一括して上程いたします。

日程第1、議案第58号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第59号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第60号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第61号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第62号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第63号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第64号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第65号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、以上8議案について、私からご説明を申し上げます。

この度、区では、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業制度につきまして、正規の勤務時間の始め、または終わりに限らず、1日につき2時間を超えない範囲内で、時間単位で承認することに加えて、日単位で承認することなどとし、杉並区職員の育児休業等に関する条例を改正し、令和7年10月1日から施行するとしたところでございます。

このことに伴いまして、関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第 58 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます「新旧対照表」をご覧いただければと思います。

こちら、第 5 条におきまして、部分休業を日単位で取得することが可能となったことに伴いまして、第 1 項の欠勤等日数となる期間に「部分休業」を加えるもののほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次の議案第 59 号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第 58 号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第 60 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。議案の最後に添付してございます「新旧対照表」をご覧ください。

第 5 条におきまして、第 1 項は先ほどの議案第 58 号と同様の改正を行うものでございます。

続いて、第 6 項及び第 7 項は、いずれも第 5 項の欠勤等日数の算出方法に関するものでございますが、第 6 項は日単位及び時間単位で取得できる休暇・休業を、第 7 項は時間単位のみで取得できる休暇・休業の取扱いを規定しております。

この度、部分休業が時間単位での取得に加え、日単位での取得が可能となったことから、部分休業の規定を第 6 項に加え、第 7 項から削るもののが、所要の規定の整備を行うものでございます。

次の議案第 61 号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第 60 号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第 62 号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます「新旧対照表」をご覧いただければと思います。

第 24 条の「期末手当の欠勤等日数」の規定につきまして、先ほどの議案第 58 号及び議案第 59 号と同様の改正を行うほか、第 24 条の 2 の「勤勉手当の欠勤等日数」の規定につきまして、先ほどの議案第 60 号及び議案第 61 号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第 63 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます「新旧対照表」をご覧ください。

まず、第 14 条のうち、年次有給休暇の繰越しのための勤務実績の算定を規定する第 4 項におきまして、勤務した日とみなす場合に、部分休業を承認されて勤務しなかった期間を加えるものでございます。

次に、部分休業が「正規の勤務時間の始め又は終わりに限らず」取得できることとなつたことを踏まえまして、第 30 条の「介護休暇」、第 30 条の 2 の「介護時間」及び第 32 条の 2 の 2 の「子育て部分休暇」につきましても、部分休業と同様に「正規の勤務時間の始め又は終わりに限らず」承認するよう改めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 64 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び第 65 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第 63 号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、いずれの議案につきましても施行期日を改正条例の施行期日と同様に、令和 7 年 10 月 1 日としてございます。

なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ているほか、議案第 60 号、第 61 号及び第 62 号につきましては、地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対して、一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 58 号から第 65 号までにつきまして、原案のとおり可決して

異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 58 号から第 65 号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 9、議案第 66 号「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則」を上程いたします。引き続き、私からご説明申し上げます。

令和 7 年第 1 回区議会定例会におきまして、個人番号利用事務として定めている外国人に対する生活保護法に準じて行う保護に関する事務について主務省令で定められるなど、個人番号を利用することができる事務等を改めることなどとして、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を改正し、施行期日を規則で定めることとしたところでございます。

この度、その施行期日が定められ、改正条例が令和 7 年 6 月 16 日から施行されたため、関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます「新旧対照表」をご覧ください。

はじめに、第 2 条及び第 4 条の 2 におきまして、条例改正により、個人番号を利用することができる事務から、「日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの」の規定が削除されたことに伴い、当該事務に係る規定を削除してございます。

次に、区長の「中国残留邦人等支援給付等関係事務」のために提供する情報を規定する第 4 条におきまして、条例改正により、提供する情報が「支援給付等」から配偶者支援金が除かれて「支援給付」に関するものとなつたことに伴いまして、規定の整備を行っております。

次に、区長の「外国人の生活保護事務」のために提供する情報を規定する第 5 条におきましても、外国人の生活保護に関する定義規定が改められたことに伴いまして、規定の整備を行ってございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日としてございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願

いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第 66 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 66 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「杉並区教育委員会後援名義使用承認の取消しについて」、私からご説明を申し上げます。資料をご覧いただければと思います。

令和 6 年 12 月 4 日付け、6 杉教第 8585 号にて杉並区教育委員会後援名義の使用を承認した事業につきまして、下記のとおり取消しを行いましてので、ご報告を申し上げるものでございます。

概要については、事業名「国際交流＆イングリッシュキャンプ」でございます。実施日、会場、主催者については記載のとおりでございます。

取消し理由でございますが、後援等名義使用承認事務取扱要綱第 7 条第 2 号では、名義の使用承認の条件といたしまして、事業計画に変更があった場合は、直ちに届けることとなってございます。また、承認条件の履行を怠った場合は、名義使用承認を取り消すことができると要綱第 8 条第 1 項で定めてございます。

本件主催者でございます一般社団法人宮城復興支援センターは、事業計画書に記載された令和 7 年 6 月 14 日及び 15 日の会場につきまして、過去の使用料未払いにより、同会場における開催ができない状況であるにもかかわらず、当教育委員会へ事業計画の変更届が直ちに提出されていない状況がございました。また、本件に関しまして、教育委員会から何度も問合せを行ったところでございますが、今もなお応答が一切ない状況が続いているございます。

このようなことから、要綱第 7 条第 2 号に違反し、承認の条件を満たさないため、要綱第 8 条第 1 項により本件承認を取り消すものでございます。

取消年月日は、令和 7 年 5 月 30 日付けとさせていただきます。

説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。

対馬委員 教育委員会の後援とか共催の名義のあるもの、そういうチラシは、保護者にとって、参加者にとって信用できるお墨つきのようなイメージがあると思うのですけれども、それで今回こういうことがあったというのは非常に残念なことだと思うのですが、それを見て、学校からのお知らせとかを見て、参加を希望された方にご迷惑がかかったりすることはなかつたのでしょうか。

庶務課長 お問合せについては1件だけございました。委員のご指摘のご迷惑というようなお話であれば、当然、チラシの中にある杉並区教育委員会後援という文言を見て申請をなされたのかなと推察するところでございます。

ただ、現状としては、我々としてできることは、今の現状を正確にお伝えすると同時に、お申込みになって前金で費用も払い込まれているといったところから、その救済策というか、例えば宮城県で今こういう対応をしていますよとか、そういうところの対応、説明を丁寧に行うというところが最大限我々としてできることなのかなと考えてございます。

大川委員 今のご説明と関係しますけれども、私も調べたら、旅行業協会が返金というか、それに応じるようなことになっている。その手続の案内というのを、その保護者の方にこちらから積極的にしたりはなさっているという理解ですよね。

庶務課長 お問合せがあって、その事実確認をして、その上でその保護者の方には、こちらからご案内は申し上げております。その後、同様の案件が来るかなと思ってちょっとお待ちしていたのですが、どうやらその方だけだったようでございますので、案内についてはそこで止まっているという状況でございます。

大川委員 分かりました。後援の承認などについては、やはり信頼できるところをできる限り選んでいくようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

前田委員 質問なのですけれども、これ、6月14日、15日に関して実施されなかつたということですね。

庶務課長 はい。

前田委員 2月の分は開催されたという認識でよろしいでしょうか。

庶務課長 その2月の分についても、合わせてお問合せはしているのですが、返答がないような状況でございます。

前田委員 なるほど。実施したかどうかを確認して、もししていないのであれば計画変更が必要だったわけですけれども、それが必要だったかどうかというのを含めて確認が取れていないということですね。

庶務課長 はい。

前田委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ちなみに参考までに、杉並以外で後援名義を出したところというのは、どのようなところがあったのでしょうか。

庶務課長 特別区の中でも、全国的に見てもものすごく多く出しているところでございます。我々が一番最初に認識したのは、特別区内のある区から、こういったお話があるのだけれども杉並の対応はどうでしょうかというお問合せから、我々もそれを認識して、「ちょっとこれは」というところで調査を始めたという状況でございます。

教育長 ありがとうございます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項1番について、質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回任命されるのは、小中学校計4校、5名となっています。任期は令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間となります。

私の報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

では、伊井委員、お願いします。

伊井委員 ありがとうございます。いずれの方々も校長推薦という形ですし、1期目、2期目の方が多いのですけれども、差し支えのない範囲でどのようなお立場の方か教えていただけると幸いです。

学校支援課長 法律上、現役の保護者が委員になるということになって

おりますので、今回、このタイミングは、PTA 等の代が替わって、新しい PTA の会長さんになったり、そういう方が交代で入ってきてているということが中心になっております。

伊井委員 それは学校によって、前の PTA の会長さんがそのままお続けになられたりとか、いろいろなやり方であったり、承認の仕方がある、選ぶやり方があると解釈してよろしいですか。

学校支援課長 これはおっしゃるとおりで、PTA の会長ということで、学校運営協議会で議論したことを保護者組織の代表として、PTA の活動に生かしていただきたいという希望を持っている学校は会長が替わるごとに切り替えていくところもありますし、また、見方を変えると、会長になると学校運営協議会もついてくるみたいに、それを負担に感じる保護者も一定数いますので、そうした場合とか、あるいは、その現役の保護者の方が保護者として以外の特性というかスキルなんかをお持ちで、なおかつ、まだ現役の保護者だという場合はそのまま続けていただくような学校もあるということで、それぞれの学校の状況で判断が異なっているということでございます。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。

様々な学校の地域であったり、PTA の状況とか、保護者の方々の状況で様々に変わると思うのですけれども、十分に学校も考えながらやっていらっしゃると思うのですが、何かご相談とかありましたら、支援していただくというか支えになっていただけたらいいなと思います。よろしくお願ひいたします。

庶務課長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 2 番につきまして質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 3 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、令和 7 年 5 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきまして、ご報告いたします。

5 月分の合計は 19 件で、内訳といたしましては、定例、新規の別でございますが、定例 18 件、新規 1 件となっております。共催・後援の別でございますが、共催 2 件、後援 17 件となっております。

新規の 1 件でございますが、資料 5 ページをご覧ください。

済美教育センター承認分で、名義形態は後援、団体名は全国漢文教育学会、事業名は第40回全国漢文教育学会大会でございます。

からの報告は以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項3番についての質疑を終わります。

報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、最後に、今年度から始める新しい教育委員提案議題に移りたいと思います。

本日のテーマは、「部活動の地域展開について」です。配布資料について、所管課から簡単に説明をお願いいたします。

学校支援課長 本日の議題に関わりまして、私からは資料4点用意させていただきました。

1点目は、「中学生の放課後等活動の充実に向けて（案）」というパワー・ポイントのデータを打ち出した資料になります。

2点目は、この部活動の地域展開に関わりまして、国で先日取りまとめられました最終取りまとめの概要について、お配りしたA4の横の資料になります。

3点目として、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」ということで、昨年の5月、こちらの教育委員会でも報告をさせていただいた、3か年の計画でございます。

4点目が、令和6年度の23の杉並区立中学校の全運動部と文化部の部員数と部活動の種類です。それと、そこにどんな地域連携・地域移行の展開が行われているかという、A3の横版の一覧になった資料でございます。

以上、4点となります。

その中で最初にご紹介しましたパワー・ポイントの資料を使いながら、現状について簡単に共有させていただきます。

まず、「部活動の課題」というところでございますが、これについては、この間、報道等でも度々言われているところではございますが、1点目としては、「少子化の進展・部員数の減少による部活動の衰退化」という状況がございます。

また、2点目として、活動を担ってきた教員、実はここにすごく大き

な負担があるのだということが、この部活動を取り巻く課題ということで認識をされてきているところであり、これまでと同様の体制で部活動を継続することは困難という状況の中で、杉並としてどう取り組んでいくかという状況が今、求められているということになります。

3枚目のシートになりますが、実際、杉並区でも集団競技の部員数が減少傾向にあるという状況が折れ線グラフでも見ていただけるかなと思います。

また、生徒の活動のニーズについて、都の教育委員会が調査した結果などを見ますと、これまでのように一つの競技を追求したり、他校と競うような競技志向、こうしたことを志向する生徒がいる一方で、いろいろな活動に参加してみたい、あるいはレクリエーション的な緩やかな活動に参加したいという希望を持っている生徒も一定数いるという状況が分かっております。

また、競技的な活動を求める生徒の中では、専門的な指導を受けたいと考えている生徒が7割弱いると。一方で、逆に3割強は、専門的指導を望んでいないという状況もございます。私たちがかつて経験してきた部活動の状況と、また今の生徒の認識というのは少し変化が生じてきているのかなということが、こうしたデータからも読み取れるかなと思います。

特に杉並区においては、次のシートでは、杉並の中学校のPTA協議会が杉並の生徒のみを対象としたアンケートを行った結果でございますけれども、東京都の調査と比べましても、杉並の生徒においては、「身体を動かして楽しむ環境」を求めているというのが75%ということで、技術向上を目指していたり、他校と競って勝つという目標を達成するようなそういう環境を求めている生徒は3割弱ということで、都内他の自治体と比べても、杉並の生徒は緩やかな活動や体を動かすということに重きを置いて、部活動を希望しているという状況が見えてくるという状況でございます。

実際、次のシートを見ていただきますと、私ども学校支援課が幾つかの中学校に直接生徒のヒアリングに行って、話を聞く中でも、専門的な指導や競技志向のスポーツをやりたいのだという生徒は一定数いるのですが、それ以外にもレクリエーション志向やいろいろな種目の体験をしたいのだという生徒や、あとは、そもそも指導者はいなくてもいいよと

いう生徒もいて、体育館を開放してくれれば、放課後自由にバスケットボールで友達と遊んで帰りたいと、そういう志向も一定数いるということが分かりました。

また、放課後の時間の過ごし方としては、友人と会話できるカフェのような環境が学校の中にあれば、そういう時間の過ごし方もしたいのだという希望も出されております。生徒が望む放課後の過ごし方というのは、私たちが経験的に感じていること以上に、非常に多様なニーズが今の生徒の中にはあるのだなという状況が分かってきております。

こうした状況の中で、現在、国が提唱しています地域連携や地域移行ということを考えていこうとした時に、杉並において地域というものをどのように捉えていけるのかというところ、次のシートで、私たちは二つあるかなと見ております。

一つは、これは杉並の非常に特徴的な取組でもあります、学校支援本部が全ての中学校にあるという状況でございます。地域人材の協力を得て、部活動を含めた学校教育活動を支援し、生徒の成長を支えていると、こうした歴史ある取組が杉並にはあるのだということ。

もう一つは、民間事業者や NPO 法人など、特に杉並区が全国に先駆けて取り組んだ部活動活性化事業、平成 25 年度から独自事業として取り組んできたものでございますが、こうした取組の受託者として、令和 7 年度、約 10 の事業者や NPO 法人が区内 50 の部活動の技術指導をしていると、そんな実績もございます。

こうした杉並ならではの地域特性を生かした地域連携・地域展開というものを考えていきたいというのが、現在の私どもの取組のベースになっております。

次のシートを見ていただきますと、杉並における部活動の「課題解決の方向性」といたしましては、単に部活動をその形のまま地域に移行するということではなく、生徒が望む放課後等の活動、これを充実させていく機会と捉えまして、学校支援本部や民間事業者などの「地域全体で支え」、そして、これまで以上に「多様な選択肢」を生徒に確保していくと、そんな方向性で考えていきたいと思っています。

次のシート見ていただきますと、今お話ししたような、中学校施設内でいろいろなニーズを思っている生徒に対して、学校支援本部との連携や民間事業者との連携により取組を展開していくことになります。

ます。

特に次の資料では、「学校支援本部と連携した放課後等活動の充実に向けて」というところでございますが、こちらは「ゆるやかなスポーツ活動」とか、「文化芸術的な活動」、また、「カフェのような居場所」のようなことを含めて、各学校支援本部の活動として取り組んでいきたいという柱と、もう一つが「民間事業者等と連携した放課後等活動の充実」ということで、競技性を求める生徒のスポーツ活動に関しては、こちらを二つ目の柱として、区のスポーツクラブとして、大会に参加するようなことも含めて取り組んでいきたいということを考えており、現在、二つ目の柱につきましては、高円寺学園等の拠点校方式の合同部活動ということで取組を進めてきているところでございます。

こうした取組の「目指す将来像」といたしましては、既にある既存の塾とか習い事、スポーツや文化活動ですね。こうした民間の取組のほかに、学校支援本部の放課後等活動や、民間事業者と連携した区のスポーツクラブ、あと、こうした選択肢、これを生徒が自ら主体的に自分の志向にあった「放課後や週末の活動」として選択を頂いて、活動の中で多様な価値観を持つ生徒と、これは他校の生徒との交流も含みますが、あるいは地域との交流ですね。こうしたものを通して、社会性を育みながら、人生を豊かに過ごしていく。その基盤を育んでもらいたいというようなことを考えてございます。

こうした現在考えている将来像が実現した際は、このシートにありますように、左側にあるようないろいろな機会、これを一人ひとりの生徒が自身の志向に合わせて選択をしていくと。Aさんとして挙げているのは、平日に学習塾に通ったり、あるいは学校支援本部の美術のクラブに参加するとか、あるいは、Bさんのように平日は学校支援本部のスポーツ活動に参加し、休日は区が行うスポーツクラブで野球をする、そんな生徒がいたり、また、Cさんのように、平日は学校支援本部の料理クラブに参加しつつ、休みの日は民間の水泳クラブで水泳の技術を磨いていくような、そんな生徒も出てくるのかなということで、一人ひとりが自分の志向に合わせて選択できる状況が実現していくのかなと考えております。

次のシートを見ていただきますと、では、現在、令和7年度にこの二つの柱について、それぞれどんな取組をしているのかということでござ

いますが、まず1点目の「学校支援本部の放課後等活動」といたしましては、今年度新規でモデルで実施をしているところですが、「学校支援本部と区の共済事業」、そして、「ゆるやかなスポーツ、アート」、こうした活動の展開を想定していくということで、ここから生まれていく、これまでの部活動にはなかった新たな価値としては、中学生だけではなく、卒業生や学区域の小学生なども活動に参加することや、担い手として多くの地域住民等が参加することを想定しているということになります。

また、生徒は学校教育とは別の場所で、参加者や活動を支える地域人材との交流を通じ、豊かな人生を歩む上で重要な要素である「地域や人とのつながり」を深めていくと、そんなことが新しく価値として生み出されていくのではないかと考えております。

実際、モデルとして、本年度取り組んでいる富士見丘中学校では、一つ目として、「マルチ・スポーツクラブ」というものを、昨年度部活動で実施していたトレーニングスポーツ部というのを切り替える形で取組を始めています。毎週、月曜、水曜、土曜日に実施をし、各活動日にはその種目の指導者とともに安全管理を行うコーディネーター的な役割である調整担当者も1名配置する形で、現在、生徒参加者は27名となってございます。

また、富士見丘中の文化部としてこれまで取り組まれていたクラフトデザイン部につきましても、「クラフトデザインクラブ」として学校支援本部が主体となって取組を始めております。部活動の時から外部指導員として指導してくれていた方が引き続き学校支援本部のコーディネーターの下で指導者として入っているということで、毎週月曜、木曜日に実施をしております。現在の参加者は16名となっております。

こうした富士見丘中の実施を安全な活動として取り組んでいくために、まずは共催事業として区も一緒になって実施していくのだということで、活動中の事故等に備えた「保険の加入」というものを区の負担で行っております。

また、「安全管理体制」といたしまして、個々のクラブの指導を行う者のほかに、出欠管理や緊急時の対応を行うコーディネーターである調整担当者を配置しているということがございます。併せて、緊急時の対応を整理した安全管理マニュアルというのも学校支援本部と一緒に整

えたところでございます。

次に、2点目の地域展開に向けた柱として考えている、現在、高円寺エリアで取り組んでいる拠点校方式の合同部活動の現状についてでございます。

概要といたしましては、練習が週4日、大会出場ということで考えております。大会の引率も含めて、民間事業者に全て運営を委託するという形で専門の技術指導者も入っているということでございますが、拠点校方式ということになりますので、高円寺学園と高南中学校と杉森中学校、それぞれがいくつかのスポーツのジャンルごとに拠点校となって、そこに関心のある他校の生徒が移動して参加するという形になっております。

こちらでは、こうした取組を通じて生み出される新しい価値として、「競技志向や技術向上を望む生徒が継続的にスポーツに親しむことができる」と。つまり、顧問の先生の異動などによって急に部活動がなくなるとか、そうしたことがなく継続的に親しめるということがあります。

また、民間事業者の委託ということで確かな技術指導も受けられるという状況を生み出していくことがあるのと同時に、学校の垣根を越えた新たな仲間と共に通の種目を通して成長することができると。そんな環境として取り組んでいきたいと考えているものでございますが、現在、7月以降のスタートに向けて申込みを締め切ったところでございますが、入部状況につきましては、一つ、次のシートに書いてございますとおり、高円寺学園を拠点に行うバドミントンについては、高円寺学園が25人、高南中から高円寺学園に移動して参加する生徒が3人、杉森中学校から高円寺学園に移動して参加する生徒が5人という形で、こうした入部状況がございます。バドミントンの大会については、この三つの学校が一つのチームとして参加をするという形になってまいります。同じように、軟式野球、サッカー、硬式テニス、卓球と現状を書いてございます。また、バスケットボールに関しましては、各校の参加生徒は非常に多いという状況もございますので、バスケットは各校単位で取り組むという形になっております。

今後、こうしたモデル的な取組を区内全域に広げていくためのスケジュールということで、シートに書かせていただいておりますが、1点目の「学校支援本部による放課後等活動」につきましては、現在、中学校

の校長先生たちに、こうした考え方を共有して、各学校単位で学校支援本部と一緒に地域展開できる部活動があるのかないのかと、こうした調査に入っています。

また、学校支援本部、中学校の関係者の皆さんと、「学校支援本部みらい会議」という形で、今週金曜日、学習会を開催させていただいて、現在、学校支援本部にこうした取組を期待しているのだということを共有しつつ、様々なご意見を頂いて、理解を深めていくような場を作っていくみたいと思っています。

7月中には、モデルで取り組んでいる事業の検証を行いながら、同時に、各学校から取組に向けた意向調査を提出いただくことを予定しております。また、8月には、今度は学校支援本部と各学校の校長先生との合同の学習会の場を持ちまして、他校の状況なども踏まえて、共有しながら、今後、自分の学校ではどうした展開が見通せるのかということを中学校単位の支援本部と、学校管理職との間で目標を共有していただくような機会も作りたいなと考えております。

最後、2点目の拠点校方式で高円寺エリアで行っている合同部活動につきましては、10月以降、3校の生徒等へのアンケートを行い、事業の評価・検証を行いながら、令和8年度、今後の実施展開の方向性を整理して、次の杉並区の実行計画等へ反映していく、こうした形を見通しているということでございます。

長くなりましたが、私からの資料の説明は以上となります。

教育長 ありがとうございました。

それでは、ここから自由に議論をする時間を設けたいと思います。時間の関係上、3時10分ぐらいまでを目安にご質問とかご意見とかお伺いしながら、ざっくばらんな会にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

部活動については、そもそも立てつけが標準勤務時間等々を考慮しない形での仕組みだったので、従来から課題になっていたことに加えて、今、子どもの数が減ってきたことによって集団スポーツ等ができなくなってきたりだとか、子どもがそもそもそういった運動だとか文化をきちんとやるような環境が整っていないなど、そういったことから国の動きもある中で、ただ、現実問題、教員が無償でボランタリティで支えてきた仕組みを地域に展開するのは、どこもなかなかうまくいっていないと

ころがあります。そういった中で杉並区ならではのということで、今、事務局の方で考えている案について説明していただきましたが、委員の皆さんからご感想、ご意見、ご質問など、自由にご発言いただければと思います。

対馬委員 まず、たくさん資料をご準備いただきまして、ありがとうございます。

部活だけでもこんなにいろいろな資料があるのだなと思いましたけれども、結構前から杉中P教との懇談の中でも部活というのはいつも議題に上がってきてまして、保護者の方の中には、自分の中学時代を思い起こして、「部活のために学校に行っていた」というようなことをおっしゃる方も当然いらっしゃる一方で、実際、この資料を見ていてもそうですけれども、チームスポーツが難しいような人数になってきているということを考えると、やりたいけれども参加したい部活がないとか、例えばサッカーをやりたいのだけれども人数が少なくてできないから、サッカーではない部活を選択するということもあると思います。そうするとまたその部活がより少なくなってしまうみたいな、そういうことも起きているのだろうなと思うと、もっとやりたいものを自由に選べたり、それから無理に全員が部活に参加することを義務づける必要ももちろんないと思いますし、ゆっくりまったりして時間を過ごすというのもいいでしょうし、勉強をたくさんやりたいというのもいいでしょうし、いろいろな過ごし方があるのだと思うのです。

この資料を拝見しますと、まず支援本部、地域に移行していくというか地域の方に協力していただくというパターンと、それから拠点校に集めてやるというパターンと、それから従来型の部活の部分もある程度残していくという、この三つのパターンをしばらくは共存させていく方向なのかなと。準備の整ったところから移行させていくという考え方なのかなと今、思っているので、それが違うようだったら教えていただきたいということが一つ。

あと、一つは、先日も学校支援本部の方とちょっとお会いして、お話しした時に結構疲弊てしまっている支援本部が多いと伺っています。立ち上げた時からずっと一生懸命やってきてはいるのだけれども、なかなか代替わりが進まないとか、「そんなに大変そうなら」と言って入ってくる人がいないとかそういうことで、そういう方々に、例えば仕事

を増やすようなことにならないのだろうか。制度としては支援本部にやってもらえばいいではないかという考え方もあると思うのですが、受け取る側が受け取ってくれるのだろうか。「また仕事を増やして」みたいな、「そんな大変なことは嫌だわ」と言われてしまわないのかなという懸念がちょっとあったりします。

それから、この間、中学校の運動会に伺った時に校長先生ともお話ししたのですけれども、長くコーチとして地域の方がボランティアで参加してくださっている部活はちょっと移行しづらいというか、言いにくいやつみたいな、制度が変わるということをその方に説明するのは、ちょっとしにくいやつみたいなお声を伺ったりもしまして、やはり丁寧な説明をしていく。それで準備ができたところから移行していくという形なのかなと思ったりします。

また、具体的に一つ、さっきお話を伺っていて気になったのですけれども、今まで基本的に学校の部活だったからあまり気にしなかった、例えば場所の利用とかボールの管理であるとか、用具の管理とか、あとは材料費、クラフトとか料理とかは多分材料費がかかると思うのですけど、その辺はどのように考えているのかなとちょっと気になりました。今のところ、そんな感じです。

学校支援課長 まず、今後、三つのパターンで徐々にというお話、現状そのとおりかなと思っているのですが、最終的には、この三つ目の部活動というものは全てなくなって、地域単位、あるいは拠点校型の取組に集約されていくということを一つ最終目標にはしているということがございます。

また、支援本部の方、お疲れになっているというのは、私たちも直接聞く部分もございます。一方で、特に中学校のPTAの方などとお話をしていると、もっと教員の負担軽減をしていくというのは賛成だし、それを進めるために部活動に保護者が関わってできることはないのかと、積極的に地域展開と一緒に考えたいという保護者がいる状況もございます。

なかなか保護者と支援本部の協働で一緒に考える関係というのは、この間、若干薄かったのかなということがありますので、だんだん支援本部の代が替わっていくのは当然必要なことですので、そうした機会を作りながら、むしろ今回の部活動の地域展開が支援本部の基盤をより強固

にするような、そんな方向に本部の方たちと一緒に課題を共有しながら、次を考えていきたいなと思っております。

今日、お配りした資料の4点目には、今の部活動の状況の一覧があるのですが、そこに薄い緑や濃い緑の色が入っているかと思うのですけど、この薄い緑や濃い緑というのは、外部指導員や部活動指導員が入っている部活動なのですが、現在でもかなり多くの部活動に地域の力を借りているという状況がございます。

こうした方々の活動に伴う実費弁償、あるいは報酬、こうしたもののは支援本部型に移行した場合も同程度確保できるような方向で予算を獲得していくことを現段階では想定しておりますので、学校の部活動でなくなったとしても、これまでご協力いただいた方の意向があれば、支援本部の方と手を組んでいただいて、引き続き、同じ部活動をクラブ活動として指導に当たっていただくということは、スムーズに移行できるのかなと考えております。

学校整備・支援担当部長 ちょっと補足というか、さっきの三つのパターンの中の拠点校方式というのは、今、始めて、これから検証もしていくということで、今後の在り方というのは少し考えなければいけないかなと。それは、民間に委託するということは結構お金もかかったりする中で、地域全体に広げるとなれば、それなりの費用がかかってくるということについて、それでいいのかと。

そうすると、このやり方をなくすということではなくても、例えば一つのクラブ活動であっても、全区域から集まってこられるような、ただ移動の問題だとか様々そういった課題はありますけれども、今の形で、そういう拠点校方式をたくさん作っていくという形は、少し今後考えていく必要があるかと思いますけれども、今、こういう合同部活動という形で始めて、それについてはいいところもあるでしょうし、そういったところはきちんと検証して、今後の在り方というのは考えていきたいと思います。

前田委員 ありがとうございます。

いくつかあるのですけれども、1点として、学校支援本部が担うものと、区のスポーツクラブが担うものとあると思うのですけど、例えば学校支援本部、区と共に催事業となっていると思うのですが、例えば何かトラブルが起きた時は、今は部活は学校長が責任者になると思うのですが、

学校支援本部の活動になった場合には、どういうところに責任がいくのでしょうか。

学校支援課長 これは教育委員会共催となりますので、支援本部から何かあれば区の方に相談が来るという状況で、当然その責任のも区になっていくということでございます。

前田委員 ありがとうございます。

では、もう一つの区のスポーツクラブとなった場合、民間事業者への委託というのも委託元は教育委員会ということですか。

学校支援課長 そうです。

前田委員 分かりました。

今、保護者からいろいろな相談がある中で、誰が責任を持ってやっていくかという点については、上手に着地するといいながら伺っておりました。ここら辺はそんなに不安はない感じですか、区でやるというところについて。

学校支援課長 調整担当者の方が今、富士見丘中の状況を見ていますと、かなりしっかりした方がついていまして、生徒指導などで不安がある場合には、学校の先生にアドバイスを頂いたりしながら、確実にこのOJTというか、活動しながら、学校の先生と同じような目線で生徒に向き合っていただいている。子どもたちの自由な活動を保障していくために、どういう大人の関与が必要かということを今、問われている状況は非常に重く受け止めておりまして、当然、私たちに相談があれば、現場に行くことを含めて、一緒に考えていくという状況でやっておりまして大丈夫かなと考えております。

前田委員 ありがとうございます。

今のお話でもう一つの質問にも関わるのですけれども、今、学校支援本部で担うとなつた時には、学校支援本部が担いながら、地域の方たちがたくさんそこに参加されていくというイメージだと思うのですけど、メンバーが増えると、今まで関わっていた方以外にも入ってくる中で、例えばですけれども、活動の目的を「ゆるく楽しむ」ではないですが、何か言葉にしてちゃんと募集しないと、「よし、中学校でバシバシやるぞ」みたいな人が来てしまうと、すごく目的と乖離してしまうかなと思うので、そこの認識合わせが必要だと思います。あと、どういう方が来るかという部分も、それこそ変な人が入ってきて何かよからぬことをし

たとか、そういうことがあると、また「どういう人選なんだ」みたいな話になってしまいますよね。教員がやる部活動もいろいろありますけど、より様々な人材が入ってくると思うので、何か面接ではないんですけど、どうやって人選していくかというのもすごく大事なことだなと思っております。

同じように、民間事業者にお願いした時にもやはりハラスメント的なことが起こってはいけないと思うので、そこら辺が学校から違うところに移行した時にどのように管理といいますか、していったらいいのかなというのは、結構大事な部分だなと思っていて、ここを間違うと、またすごくやらなければいけないことが増えてしまったみたいなことになってもよくないなと思うので、そこは大事にしていきたい部分かなと思いました。

学校支援課長 指導者の質の問題というのは大きな課題の一つかなと思っているのですが、まずはガイドラインというものを定めて取り組んでいますので、その中で、最低限指導者として生徒に向き合う基準というか、それは示しています。また、そうしたガイドラインの周知を含めて、指導者対象の研修というのも行っています。

私たちが採用する場合は、面接をしたりするわけですけれども、学校支援本部の場合は、まさに地域の人と人のつながりの中で人を探していくような要素も大きいかと思いますので、私たちが面接をする、それで採用すること以上に、そこは逆に見極めは厳しくなっていくのではないかと考えているところです。

前田委員 ありがとうございます。

地域の方につながりがたくさんあるような地域であればいいのですけれども、そうではないと公募するみたいなことも出てくるかなと思いますし、そうするとやはりいろいろな方が入ってくると思うので、もちろんガイドラインや研修もやるのですけど、実際どうなっているかというのをチェックしたりとか、あと子どもたちからきちんとヒアリングをする。あと、保護者からもヒアリングをするというのはすごく大事かなと思いながら聞いておりました。一旦、まだありますが、また後で。

大川委員 意外と時間短いですね。私も三つぐらいあって、1点は、前田委員の問題意識と一緒にだと思うのですけれども、こういういいこと、働き方改革になって子どもたちも生き生きとした放課後を送れるみたい

な、いいことをやろうという時は、必ずネガティブな意見を徹底して聞いてほしいと思うのですよね。やろうという、きらきらした意見に絶対潰されてしまうではないですか、言い出しづらいから。

だから、あえて「匿名でいいから心配に思っていることとか、嫌だという意見だけを言ってください」みたいな機会を設けて、聞き出して、それを認識してやらないと、始まってから、「私、こう思っていたのよね」と言われることになるかもしれません。やはり学校支援本部とかPTAとか、子どもたちという本当の利害関係者から、嫌だという、またはネガティブな意見は最初に徹底的に拾い上げてほしいなというのが1点目です。

あと2点は、ちょっと質問というか漠然とどうなるのだろうと思ったところなのですが、先ほど調整役の方がいらっしゃるとおっしゃっていましたけれども、今までの学校の部活だと、顧問の先生が職員室でいろいろ話し合って、「うち、大切な大会があるから、グラウンドをちょっと譲ってよ」とか、そういう調整がなされていたと思うのですけど、そういうのは今後どうなっていくのかなというところ。

あと、一番最後の表なんかで、いろいろな珍しい部もあるのですけれども、これまででは、子どもたちから、こんな部活をやりたい、例えば「読書部をやりたい」とか、「漫画部をやりたい」と言われたら、学校は「じゃあ、まず同好会から始めていって、そして部員10名以上集まつたら、部に昇格だよ」みたいなことをやってきたと思うのですよね。だから、それは子どもが主体的にやっていく意見表明が、部活には根底にあったと思うので、今後、そういう機会ができるのかしらと。お役所に陳情しなければ駄目なのか、そうではないのか、その辺りどんなイメージ、新しい部を作ろうとした時にどうなるのかしらというのが、もし考えていたら教えてほしいと思いました。

学校支援課長 最後の質問でいくと、こうした機会を積極的に作っていきたいなと。これまで部活動は生徒の自主的、主体的な取組の場なのだということは言われながら、実際は指導者が仕切っているような部活もあったかなと思うのですが、むしろ、これを機にこうした生徒の自発性を尊重していく形も考えていきたいなと、また、それを支援本部の方とも共有していきたいと考えています。

あとは、会場というか施設の使用については、これまで支援本部が

いろいろな取組をする中で、例えば放課後の補習教室をやりたいからこの教室を使いたいとか、そういったことは十分学校と支援本部が協定書を取り交わして、施設の使用についても、そこはきっちり保障されているところもありますので、そうした中でこれまでどおり体育館や校庭を含めて、学校と定期的に会場確保の調整をしていただくと、そのようになってくるかと思います。

大川委員 大人が複数入れば、セクト争いみたいなのも起こりかねないですから、熱意があつて手伝ってくださる人たちでしょうから、調整は大変だと思います。この前、運動会に行って、高円寺学園は阿波踊り部あるのですね。「ここは、どうなのですか。高円寺は連がいっぱいあるから、そういった連の方の意見とかどんどん取り入れているのですか」と言ったら、校長先生はあまりそれはしていないと。なぜかというと、連によって独自性があつて、「うちの連ではこうだ」と大人が子どもたちに意見を言ってしまうと、そこで争いになる可能性もあるので、子どもたちに振りつけとかは任せていますと。そういう視点も必要なのかなと思いました。

伊井委員 まず資料について、本当にいろいろな資料をありがとうございます。杉中P教の方々と懇談した時も、いろいろなお話を聞いていますけれども、とにかく部活動に専念、頑張ってほしいのだという親御さん、すごく熱い気持ちの親御さんもいらっしゃいますが、でも、これだけ現状は変わっているのだなということがすごくよく分かりました。拠点校方式だって、現状サッカーチームは10人で、卓球とかバドミントンは場所が確保しやすいのか、あと、少人数でもできるなどの違いがいろいろありますが、部員数の違いがすごく面白いなと思いましたので、こういった機会にこのような資料を、すごく大変だったと思うのですけれども、頂くのはすごく意味があるなとまず思いました。

こうやって移行していくのですけれども、中学生の時代は3年間だけではないですか。それを思うと、今の子たち、令和5年、6年、7年、8年の子たちがどのようにスポーツの世界であつたり、好きなことの世界を見つけたり深めたりできるのかという点、やはりある程度のスピード感とともにやっていかないと、大人の思いだけで進めていくのはなかなか厳しいものがあるのかなと思うのと、先生の中にも部活動をやりたいという方がいらっしゃいますよね。その方とも上手に調整していただ

きながらやっていただけるといいのかなと思います。

学校支援本部の放課後等活動においては、「すぎなみ塾などの既存の授業も継続実施」となっている1行が、「令和7年度の取組」というページの一番下のところにありますけど、すぎなみ塾は私もちょっとこここのところ拝見しているのですが、ここでこの部活に関して対応できるような何か部門はあるのかどうかとか、その辺りも今後伺っていけるといいなと思います。

拠点校方式も今後、今の子どもたちの思いをどうやって拾い上げていくのかという辺りはいろいろな形があると思いますが、やはり生の声を聞いていく、子どもたちもそうなのですけれども、やはり活動場所となる学校の声も大切ですよね。中学校だけでなく、小学校もいろいろなところでミニバスがありますよね。たまたま荻窪小学校で見たのですけれども、いろいろな地域でミニバスをやっている子たちが集まって試合をやっていたのですけど、すごく盛り上がっている様子でした。そういうことに影響されるものもあるので、小学校の段階から中学校では部活動でバスケットをやっていくのだという、ミニバスの子たちなんか意識がすごく高いので、保護者の方も含めまして。地域の指導者も結構いらっしゃるし、その辺りもよくよく聞いていただくといいのかなと思います。学校支援課でそれを全部おやりになるのは、私、すごく大変なのではないかなと思って、それをNPOさんとか支えてくださる方々とともにやれるといいのかなとすごく思いました。

日本のスポーツそのものをこのように部活動が担っているような現状で、これからスポーツ界が、どこでどうこれから人材を確保していくのかなというところも気になるところです。そういうことを考えているところが多分あれば、そういうところと連携するような道筋も多少あればいいなと、淡い期待ですけれども持っております。大変だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

学校支援課長 まず、サッカーが今のところ足すと10人だったのですけれども、申込みが終わった後に一人追加で申し込みが来たので、11人ということになっております。なので、合同部活になったことで、どの学校もこれまで人数が足りず試合に出られなかった、そういうところは、これで参加できるのかなというところが一つあります。

また、指導者の部分でいくと、「すぎなみスポーツアカデミー」とい

う、スポーツ振興財団で運営している事業があり、ここにはスポーツの指導に関わりたい、あるいは、いろいろな子どもたちの活動を支えたいと思っている方が参加をして、一定の知識やスキルを学んでいただくプログラムもございますので、そうしたところとも連携しながら、より幅広いところから指導者、候補となる方を見いだしていくようなことも進めていきたいなと思っています。

前田委員 資料の初めのところに戻るのですけれども、部活の課題というのが二つあったと思うのですが、まず一つとして、この部活の地域展開を進めるに当たり、いわゆる教員の負担軽減というのが大きな柱となった時に、見積りとして、これがなくなることで教員がどれぐらい負担軽減され、今、問題になっている数値が、定性・定量評価としてどれぐらいになるのかという、そういう想定があるのかなというのが1点。

もう一つが、少子化の進展や部員数の減少により部活の衰退化とありますけれども、これが今後どうなったらいいのか。例えば、サッカーの試合に出られるチームが今何チームあって、それが今回の拠点校方式になると何チームになるとか、あとは、部活の満足度がこうなるとかも含め、これをやったことで効果が出たのかどうかが判断できる材料があるといいなと思っています。そこら辺は何かイメージあるのですか。

教育人事・指導課長 正式なデータは手元にないのですが、単純に考えますと、運動系の部活の顧問が週4日やっていると考えると、およそ部活開始の時刻が午後4時、そこから多くの場合、6時までに生徒を帰すとすると、1日あたり2時間の削減かなと。あと、運動部の場合ですと、そのほかに大会の運営ですか、トーナメント表の作成、選手の登録や案内や何かというのは、実は教員の仕事としてやっているので、見えない部分というのは更にたくさんあります。その辺りで時間的なところの削減というのはできるかなというところです。

前田委員 では、4時に帰れるということになるということですか。

教育人事・指導課長 勤務時間は、4時45分までですので、その間に、教材研究ですか、いわゆる保護者への連絡、そういうったものに時間が使えます。顧問を持っていると、指導が終わった6時以降にそういうことを行っています。ただ、子どもたちも自分たちで自主的に運営ができるようになってくると、校庭でほかの教員に見てもらいながら、職員室で顧問がちょっとだけ、20分、30分は仕事をする形で、緊急の連絡

とかその間にしか繋がらない保護者との連絡などもあるので、そのような仕事を行って、その後、校庭とか活動場所に行くなんてこともやっている状況です。

前田委員 ありがとうございます。

この時に、これだけ大きな改革をしているので、それこそ教員のこの2時間が空くと、そんなに単純ではないと思っていますけれども、その2時間をいかに有効活用するか、世間ではブルシット・ジョブとかいろいろありますけど、本当に自分の大事な仕事は何なのかと、改めて、この部活動改革を、せっかく教員の負担軽減のためにこれだけたくさんの方が動いているので、そこはいい意味で、教員の方にも考えてみてもらいたいと言いますか、改めて前向きに、今までやりたいと思って、やらなければと思ったことができていないとか、何か大切なものができていないという感覚が多分あったと思うのですけれども、そういう仕事に是非取り組むような機運を作っていただきたいなというのが一つ。

あと、やはりビフォーアフターというか、こうなったことで何がよくなかったかというのは、何か取れるといいですよね。定性も定量も。やつたけれども成果が見えてこないと、みんな残念だなと思うので、そこは是非お願いします。

学校支援課長 富士見丘中の2部活については、完全にこの4月から、支援本部型、地域展開ということで移行しているので、富士見丘中の校長先生からは、部活の顧問をやっていた人がフリーになったということで、教員全体の分担を薄く広げられたというお話を頂いているところもあります。

また、定量的な部分でいくと、先ほど人事・指導課長からもありましたが、教員が部活動に関わっていた時間数、これが着実に地域連携・地域展開という中で減っていきますので、ここは数値的には出てくるのかなと思うのですが、あとは、そこで生まれた時間を何に使うかというのを、もう一つ課題であるのかなと思いますので、そこは合わせて検討していきたいなと思います。

前田委員 あと、この部活動の衰退化のところも、さっきのサッカーチームが拠点校方式にして試合に出られる人数になったとかもあると思うのですけれども、今、何がこの部活として、子どもたちの活動の中で、こういうことが課題だと思っていて、それがこうなったよみたいなものも出

るといいなというが一つ。

あと、さっきの富士見丘中は、もっと先生たちからアンケートを取つたらいいと思うのですよ。そうすると、多分ほかの学校の学校支援部も、「そうなんだ。富士見丘がこんなふうに先生たちが生き生きとお仕事できるようになっているんだったら、よし、ちょっとやってみようか」みたいな、そんな機運にもなるし、保護者も何かできることないかなという話になるかなと思うので、是非、この先行したところは、本当にいろいろな手が入って、皆さんがいろいろケアしながら進めてくださっている特別な学校だと思うのですね。

なので、ここは本当にリアルな今の声をもっともっと拾って、もっと見える形にして、いろいろなところに展開できるといいかなと思っております。

学校支援課長 現在、7月に富士見丘中生徒等へのアンケートというのがございますが、この「等」の中には、教員、あるいは担つていただく支援本部へのアンケートというものもありますので、そうした結果もまた広く共有しながら考えていく素材にしたいなと思います。

前田委員 是非保護者も取ってください。さっきもありました、いろいろなプラス、マイナスあると思うのですよね。「何か緩くなってしまって」みたいなことを言う方がいるかもしれないし、それこそ拠点校方式になったところは負担が増えたということもあるかもしれないですね。帰ってくる時間が遅くなって心配が増えたとか、違う学校に行くからその移動が心配だとかいろいろあると思うので、そこら辺のリアルな声を是非拾っていただきたいなと思います。

対馬委員 1個だけいいですか。例えばこの緑のエクセル表を見ると、この時だけの数字かもしれないのですけれども、例えば荻窪中学校の軟式野球は1名になっているのですよね。1名では、多分野球の練習もしづらいと思うのですけど、でも、一人だから野球をやめなさいと私も言いたくないので、そうすると拠点校方式に野球部が入っているとか入っていないではなく、すぐに対応できるような、もっと柔軟な、この一人の子を近隣の学校の野球部とかに行かせられるとか、そういう柔軟な対応というのができるようにならないと。

実際3年間のうち、部活をやるのは、多分2年ぐらいではないですか。3年の1学期ぐらいまでになるので、なるべく早く対応してあげて、で

きるだけその子その子が充実した中学校生活を送れるように、難しい対応もあると思うのですけれども、是非していただけるとありがたいなと思います。

学校支援課長 少ない生徒の部活については、これまで区が拠点校方式に取り組む以前から、いくつかの学校で合同部活動という形を取って試合に出ているところもありますので、これ、なかなか顧問同士の関係もあって、ずっとそれが安定しているわけではないのですけれども、教員含めて、できるだけ生徒の望みをかなえたいという気持ちで取り組んでいるという状況はございます。

教育長 ありがとうございました。予想以上に盛り上がりまして、時間がなくなってしまいました。また相談をして、必要があれば第2段の計画をしていきたいと思います。

部活の地域展開を考えていく時に、杉並区教育委員会としては、とにかく1番、最上位の目標は、杉並の子どもたちの最善の利益というか、幸せであり、少子化に伴って、今まで以上にいろいろな活動に制約がでたりしている中で、では、新たな充実した放課後活動をどうやって実現できるのか。この前提是絶対失わずに環境整備をしっかりとやっていきたいと思います。

そして2番目としては、やはり働き方改革。今、先生のなり手も少なくなってきたしまっていきますので、8時15分から16時45分までの勤務時間の学校教育と、それから後の社会教育というものは、しっかりと役割を明確にして、先生方の働き方改革を進めて、やりがいのある、充実した教員生活を送れるようにすることが、それがまた子どもの幸せにもつながっていく。そんな考え方では是非取り組んでいきたいなと思っています。

あと、今日、話題にならなかったのですけれども、そういう形で進めていくと、では、社会教育の部分は当然教育委員会だけではできない部分になりますので、では、区長部局とどのように連携していくのか。また、子どもの幸せを考えていく時に、学校教育から離れ、それが地域や民間にとなった時に、受益者負担でみたいな考え方で、保護者の方の負担が増えることは、子どもたちにとっても、杉並の保護者にとっても不幸なことであるので、その辺の考え方はどうしていくのかということについても、区長部局と十分に相談しながら進めていきたいなと思っています。

ます。

では、なかなか正解が見えない問題ですけれども、引き続き議論を重ねながら、いい形になるよう考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、そろそろ時間になりましたので、次の教育委員会提案議題のテーマについて、伊井委員の方からご説明をお願いいたします。

伊井委員 ありがとうございます。

テーマは、私の方からは、社会教育センター事業についてということで提案させていただきたいと思います。ご担当の方に用意してほしい資料ですけれども、社教センターの取組が分かるものについて、催しの報告書の資料など、私の方でちょっと調べたものもありまして、例えば学び合いのワークショップとかそういったものも開催されているということを目にしまして、そういう辺りも含めまして、様々な催しの報告資料などを頂けたらなと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

今もちょっと教育長からもありましたように、今後様々なことに社会教育への期待もありますので、具体的な実践内容を把握することによって、地域の担い手の次の展望が見えてくるのかなという、そういう期待もできるのかなと思っております。是非よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

教育長 杉並の教育ビジョン、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」において、やはり社会教育の充実というのは絶対外せないポイントだと思っておりますので、また議論していきたいと思います。ありがとうございます。

では、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

それでは、庶務課長、何か連絡事項がありましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会については、7月9日水曜日、午後2時からということで予定させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。